

上原秀樹議員

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、日本共産党議員団を代表して、以下質疑を行います。
まず、議案第64号 令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第7号）のうち、歳出についてお聞きします。

はじめに、基金積立金1,526,645千円についてです。

補正予算では、財政調整基金に537,261千円、公債管理基金に989,384千円を、それぞれ積み立てしようとしています。

そこで、一つ目に、それぞれ補正後の基金残高はいくらになるのか。また、行財政プランによる2024年度までの目標との関係でどの水準となるのかお聞きします。

二つ目に、決算剰余金とポート収益事業追加分のほぼすべてを基金に積み立てることになりますが、特に、公債管理基金に989,384千円を積み立てる理由は何かお聞きします。

次に、音声誘導装置更新工事26,274千円についてです。

音声誘導装置は、現在JR伊丹駅周辺に11台、阪急伊丹駅周辺に15台設置の26台が設置され、そのうちJR伊丹駅周辺6台、阪急伊丹駅周辺5台の更新工事をされると聞いています。昨年12月議会の答弁によれば、合計12台が故障しており、稼働は14台とのことでした。

そこで、現在までの設置台数26台のうち、11台のみの更新となるが、故障している12台すべての更新とならないのはなぜか。これで視覚障がい者の安全は確保できるのかお聞きします。また、当事者とどのような話し合いをされてきたのかもお聞きします。

次に、障害福祉、介護人材就労定着緊急支援事業補助金10,752千円、26,880千円についてです。

本補正予算は、それぞれの施設の配置基準を満たしているが、資格を有しなくても、サポートをすることができる人を、基準以上に人員を雇用するとされています。その対象は、コロナにより職を失った人とされています。

そこで、障害福祉・介護分野で、それぞれで想定している人数とその根拠、月額いくらの人件費を想定しているのかお聞きします。

また、配置基準以上の人員を受け入れることになりますが、資格を有しておらず、経験のない人に対する研修や支援は十分行える体制にあるのかお聞きします。

次に、学校教育活動振興指導費21,107千円についてです。

説明では、不登校及びその傾向のある児童生徒に対応するため、全小中学校に不登校対策支援員を配置するとされています。

そこで、小学校、中学校それぞれ不登校の児童・生徒は何人か。コロナ禍でどのくらい増えているのか。全小中学校に支援員を配置するとされているが、小学校、中学校それぞれ週何時間勤務の配置となるのか。また、どういう資格を有する人を配置し、どんな支援をするのかお聞きします。

さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置されていますが、これらの専門職との連携はどうなるのか。困難な子どもは家族内や社会的な困難を抱えている場合があり、スクールソーシャルワーカーの配置も併せて増員する必要はないのかお聞きします。

次に、普通教室転用工事32,700千円についてです。

説明では、児童数の増加や35人学級編制を見据え、コンピューター室を普通教室に変更するとされています。

そこで、2024年から小学校5年生で、2025年から小学校6年生で35人学級が始まりますが、今回補正予算で措置しようとしている小学校は、どこの小学校で、児童数の推計をどのようにされて教室の不足数を出されたのか。また、今後他の学校における普通教室の不足をどう予測されているのかお聞きします。

また、児童数が増えれば「児童くらぶ」も希望者が増加する可能性もあり、そのための教室転用もありうると考えているのかお聞きします。

続いて、議案第69号 伊丹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてお聞きします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、博物館の設置、管理等について教育委員会から市長に移管するにあたって、同条第2項の規定に基づいて、議会は伊丹市教育委員会の意見を聴くこととなっており、その意見が提出されています。

その意見は、「条例制定議案に異議はございません」の一言です。

博物館は現在まで教育委員会が所管し、博物館法に基づき、歴史、民俗、産業等の資料を収集、保管、展示すること、そのための調査研究を目的とした施設として管理、運営されています。そして、社会教育活動の場であるとともに学校教育を援助する施設としても位置付けられています。

市長に管理が移管されたとしても、他の施設と一体で同じ博物館法に基づいて設置、管理されることとなりますが、市長部局とは独立した教育委員会組織として、管理が移管するにあたってその一言以外に何も意見がないのか、との疑問が生じるところです。

教育長のご所見をお聞きします。

次に、議案第70号 市立伊丹ミュージアム条例の制定についてお聞きします。

設置されようとしている市立伊丹ミュージアムは、美術館、工芸センター、伊丹郷町館、柿衛文庫

と博物館を一体的な施設とするもので、そのために各施設設置条例を廃止するなどによって、条例を一本化しようとするものです。

そこで、最初に、廃止される条例との関係で、以下お聞きします。

一つに、伊丹市立美術館条例では、展示室、講座室の利用料金の設定がされていましたが、新条例にないのはなぜでしょうか。

二つに、伊丹市立伊丹郷町館条例では、講演会、講座、教室等の開催、文化に関する創造活動が事業として挙げられていたが、新条例にないのはなぜでしょうか。

三つに、伊丹市立工芸センター条例では、セミナー室の利用料金が設定されていたが、新条例でないのはなぜでしょうか。

四つに、博物館は現在無料で利用できますが、伊丹ミュージアムの場合は有料となっています。博物館も有料になるのでしょうか。

次に、市立伊丹ミュージアムは、博物館法に基づいて兵庫県の博物館登録原簿に登録を受けることとされていることから、博物館法に基づいて以下のことをお聞きします。

博物館法は、社会教育法の本質に基づき、博物館は、教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関とされています。そしてその事業は、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動、その他の活動の機会を提供し、学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること、また、その事業を行うに当たっては、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならないとされています。

このように明記されている博物館法に基づく伊丹市の施設では、どのように社会教育、学校教育と連携されてきたのか、また、伊丹ミュージアムは、その連携をどう発展されようとしているのかお聞きします。

さらに、博物館法では、館長を置き、専門職員として学芸員を置くことになっていますが、その配置はどうされるのかお聞きします。

また、「博物館の設置及び運営上望ましい基準」では、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するよう努めるものとする、また博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとするとされています。そして、博物館は、基本的運営方針及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものと

するとされていますが、伊丹ミュージアムの場合、これらの規定をどのようにする計画なのかお聞きします。

財政基盤部長天野純之介

私からは、基金積立金に関する数点のご質問にお答えいたします。

まず初めに、9月補正予算後における年度末の基金現在高についてですが、令和2年度決算剰余金の積立等により、財政調整基金は50億6,223万1千円、幼児教育推進計画関連施策等に係る取り崩し分を加えた、いわゆる名目上の現在高は71億6,456万4千円、また、公債管理基金は82億483万5千円となる見込みです。

次に、行財政プランにおける財政調整基金の目標水準についてですが、令和3年度の標準財政規模434億6,361万4千円に対する割合は、名目上の現在高で16.5%となる見込みです。

なお、今後の感染拡大状況及び対策の規模に大きく左右されますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る財政調整基金の取り崩し分については、昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により財源を更正する予定としており、財源更正後の財政調整基金現在高の標準財政規模に対する割合は、行財政プランで目標としている17~20%の範囲に収まるものと見込んでいます。

続いて2点目の公債管理基金への積立理由についてお答えします。

9月補正予算にご提案しております積立金9億8,938万4千円のうち、5億8,641万4千円は地方財政法の規定に基づき、令和2年度決算剰余金の二分の一を下らない額の積み立てを行うもので、行財政プランに掲げております公債管理基金の財政規律に基づき、同基金に優先して積み立てようとするものです。

残りの4億297万円については、モーターボート競走事業に係る追加の収益事業収入を活用した各種事業の実施にあたり発行する、地方債の元利償還金に充てる財源として、あらかじめ公債管理基金へ積み立てようとするものです。

福祉事務所長松尾勝浩

私からは、議案第64号令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第7号）のうち、音声誘導装置についてのご質問にお答えいたします。

阪急伊丹駅及びJR伊丹駅周辺に設置されている音声誘導装置は、視覚障がい者をエレベーター及びバス停留所、並びに駅改札口へ安全に誘導することを目的に、平成12年から順次整備して参りま

した。このシステムは、視覚障がい者が日常利用されている白杖の先端部に、磁気テープを巻き付けた状態で、点字ブロックに埋め込まれた磁気センサー上を歩行すると、音声で施設位置を知らせる装置です。

まず、「故障している12台すべての更新をしない理由と安全確保について」のご質問ですが、現在、作動している音声誘導装置は設置から20年以上経過しており、耐用年数である10年を大きく過ぎています。そのため、故障している箇所のみを応急的に更新するのではなく、視覚障がい者が駅周辺を歩行する際、迷いやすい通路の分岐点や横断歩道の前など、危険が伴う場所や必要なポイントに絞って更新することで、安全で適切な音声誘導を行うものでございます。

現在は、全てのバス停にも機器を設置しておりますが、各バス停の通路には、バス停であることを示す点字ブロックが整備されておりますので、迷いやすい分岐点等での音声案内があれば、点字ブロックを頼りにバス停まで正しく安全にたどり着けるものと考えております。

次に、「当事者との話し合いの状況について」ですが、平成30年度より、当事者団体である視覚障害者協会と道路保全課、障害福祉課で協議を重ねて参りました。その中で、様々な種類の音声誘導装置の比較検討を行ってまいりましたが、当事者からは、現在の装置が一番使いやすいので、現在と同様の磁気センサー型装置での更新を希望するご意見を頂いておりました。

今回の予算案計上にあたり、磁気センサー型で更新を行うこと、及び台数を精査して通行の要所となる地点に絞って更新することについて、視覚障害者協会長へご説明申し上げ、一定のご了解を頂いております。

更新箇所での音声案内の内容につきましては、協会の皆様のご意見を頂きより安全でわかりやすい案内となるよう整備してまいりたい、と考えております。

健康福祉部長大橋吉英

私から、議案第64号「令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第7号）」の質疑の内、「障害福祉、介護人材就労定着緊急支援事業補助金」についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「想定している人数とその根拠、月額いくらの人件費を想定しているのか」についてでございます。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により職を失った方や令和2年1月以降に求職活動を行ったが職に就けていない方であって、障害者施設や介護施設での就労経験と資格がない方を新たに雇用した事業者を対象としており、人数につきましては、兵庫県が実施した令和元年度福祉・介護従事者数等調査などを参考に積算しております。

具体的には、障害福祉分野につきましては、1年間の1事業所当たりの採用者人数である0.87人と従事者に占める無資格者の割合である33.4%に、市内の対象事業者数93を乗じて得た数を、半年間の補助対象期間であることから2で除した、14人と積算しております。

また、介護保険分野につきましても、同様の手法により、1年間の1事業所当たりの採用者人数である1.7人と従事者に占める無資格者の割合である13.1%に、市内の対象事業者数308を乗じて得た数を、半年間の補助対象期間であることから2で除した、35人と積算しております。

「月額いくらの人件費を想定しているのか」につきましては、両分野ともに、公益財団法人 介護労働安定センターが実施した介護労働実態調査を参考にした非正規雇用における日額の所定内賃金を基に、月10時間の超過勤務手当、雇用保険、社会保険における事業主負担を含めて積算した結果、月額256,000円を想定しております。

次に、「研修や支援は十分行える体制にあるのか」につきましては、介護事業者で構成している「伊丹市介護人材確保検討委員会」の委員の方や両分野の事業者の方々にお伺いすると、新たな人材を確保した際に、短期間で即戦力として現場で従事し、十分な研修期間を設けることができないことを課題と考慮しておられ、その要因の一つに、人件費をあげておられます。

研修期間に係る人件費を補助する本補助事業をご活用いただくことにより、外部研修への派遣も含め、これまで以上に新規雇用の際の研修体制を充実させることができると認識しております。また、本補助事業の申請に当たっては、事業目的の実効性を高めるため、対象者に対する研修計画を事業者で策定していただく予定であります。

学校教育部長早崎潤

私からは、9月補正予算に係る学校教育活動振興指導費についての御質問にお答えいたします。

まず、「小学校・中学校それぞれの不登校の児童・生徒は何人か」についてですが、令和2年度末の不登校児童生徒数は、小学校が109人、中学校が207人でした。令和元年度末と比較しますと小学校で1.88倍、中学校で1.5倍となっています。

「コロナ禍でどのくらい増えているのか」についてですが、コロナ禍がどのくらい影響しているかは正確に把握することは難しいと考えておりますが、感染への不安やゲーム依存等による生活習慣の乱れ、親の失業等による家庭環境の変化等、新型コロナによる影響が大きいと考えております。

次に、「小学校・中学校それぞれ週何時間勤務の配置となるのか」についてですが、週当たり小学校は15時間、中学校は25時間の配置を考えております。

「どういう資格を有する人を配置し、どういった支援を考えているのか」についてですが、資格に

については教員免許保有者を配置し、支援については、不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する登校に係る支援や学習支援を考えております。これまでも学校が行ってきた、登校の際の出迎えや電話連絡、家庭訪問、別室での学習支援、さらには、放課後登校への対応等を、学校の指導体制の中で、その一員として行ってまいります。

「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門職との連携はどうなるのか」についてですが、これまでも「チーム学校」として専門的な立場との連携を継続して推進してきたところで、今回の不登校対策支援員の配置によって、指導体制の強化と、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門職とのさらに密な連携を図り、不登校児童生徒への支援を行ってまいります。

最後に、「スクールソーシャルワーカーの配置も併せて増員する必要はないのか」についてですが、今回の不登校対策支援員は、不登校の大幅な増加への緊急的な措置としての配置が必要であると捉えています。議員御指摘のとおり、不登校の背景には家庭内の問題や社会的な困難がある場合も多く存在することから、その根本的な解決に向けて、スクールソーシャルワーカーの活用や連携のあり方等、その体制の充実についても今後考えてまいります。

教育総務部長馬場一憲

私からは、議案第64号 令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第7号）のうち、小学校普通教室転用工事に関する数点の質疑にお答えいたします。

まず1点目の「補正予算で措置しようとしている小学校はどこか」についてですが、稲野小学校、南小学校、花里小学校の3校を予定しております。

次に2点目の「児童数の推計をどのように出したのか」についてですが、毎年4月30日現在の住民情報に基づき、各学校ごとに6年先までの児童数を推計いたしております。また、この推計には大型マンションの建設に伴う児童数の増加についても、建設情報と過去の児童数への影響に基づき一定加味しております。

次に3点目の「教室の不足数をどのように出したのか」についてですが、普通教室の不足数は、現在の普通教室数に、いつでも普通教室として使用できる室数を足し合わせた数から、児童数の推計と35人学級の実施とを考慮した必要教室数を差し引いた数となります。

次に4点目の「今後、他の学校における普通教室の不足をどう予測されているのか」についてですが、他校におきましても同様に推計し、普通教室の不足数を算出しております。

最後に5点目の「児童クラブの増加がある場合、教室転用もありうると考えているのか」について

ですが、今後の普通教室等の使用状況や、児童クラブの推計結果を踏まえ、転用も含めた有効活用について、学校と連携し、適宜、検討して参ります。

教育長木下誠

私からは、議案第69号「伊丹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」の質疑について、お答えいたします。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、教育委員会が所管する公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により、地方公共団体の長が所管することが可能となったところでございます。

議員ご案内のとおり、本市におきまして博物館は、昭和47年の開館から長きに渡り、郷土の歴史・民俗などに関する資料の収集・保管、調査研究を行ってまいりました。また、社会教育施設として常設展示の他、季節ごとの企画展や、講座など各種普及啓発事業を実施し、ノウハウを積み上げ、市民の教養や文化の涵養に努めてきたほか、学校教育の学びの場としても大きな役割を担ってきたところでございます。

平成30年度に策定された「みやのまえ文化の郷再整備事業基本計画」では、博物館が伊丹郷町館、美術館、工芸センター、柿衛文庫を有するみやのまえ文化の郷に機能移転し「総合ミュージアム」として統合することで、歴史・文化・芸術の総合的な発信拠点となり、施設の魅力向上を図ることを目的としております。

同計画の策定においては、文教福祉常任委員協議会でご協議いただき、パブリックコメントで広く市民の方々の意見を聴取し、また教育委員会協議会や博物館協議会でも協議を重ねてまいりました。

教育委員会といたしましては、これらのことを踏まえ、博物館の機能を「市立伊丹ミュージアム」に統合し、博物館がこれまで積み上げてきたノウハウを活かしつつ、歴史・文化・芸術に関する施策を一体的・一元的に推進することで、相互連携による事業の相乗効果を生み出し、利用者満足度の向上、まちのにぎわいの創出に寄与するものと考えております。

なお、職務権限が市長に移った後でも、博物館機能を含む市立伊丹ミュージアムは社会教育施設の位置づけであることから、必要に応じて教育委員会として意見を述べることにより、博物館が担ってきた社会教育の適切な実施を担保することができるものと考えております。

都市活力部長西本秀吉

議案第70号「市立伊丹ミュージアム条例の制定について」に関する質疑にお答えします。

1点目の「伊丹市立美術館条例で規定されている展示室、講座室の利用料金が新条例で規定されていないのは、なぜか」についてですが、展示室及び講座室につきましては、これまでから利用実態を考慮のうえ、多くの展示や講座を実施するなど効果的な利活用に努めてまいりました。このようなことから、今回、市立伊丹ミュージアムでは、展示室及び講座室について、これまでの実情に合わせて、今後も事業での活用を基本とすることから規定整備を行おうとするものです。

2点目の「伊丹市立伊丹郷町館条例で事業として規定されている講演会、講座、教室等の開催、文化に関する創造活動が新条例で規定されていないのは、なぜか」についてですが、現行の伊丹市立伊丹郷町館条例第3条第3号に規定しております講演会、講座、教室等の開催につきましては、本条例案第3条第3号に規定する「歴史、文化及び芸術に関する知識の普及及び啓発」の事業として、また、伊丹市立伊丹郷町館条例第3条第4号に規定しております歴史、文化に関する創造活動のために施設をその利用に供することにつきましては、本条例案第3条第5号に規定する「歴史、文化及び芸術に関する活動のため、施設をその利用に供する」事業として、それぞれ継続して実施してまいります。

3点目の「伊丹市立工芸センター条例で規定されているセミナー室の利用料金が新条例で規定されていないのは、なぜか」についてですが、セミナー室につきましては、みやのまえ文化の郷再整備事業により用途変更を行い、博物館資料を収蔵する収蔵庫として活用してまいります。

4点目の「博物館は現在無料で利用できるが、伊丹ミュージアムでは博物館も有料になるのか」についてですが、市立伊丹ミュージアムの展示事業では、これまでの美術館や柿衛文庫の展覧会と同様、観覧料をお支払いいただき観覧いただくことが基本となりますが、増築棟2階に設ける歴史展示室では、伊丹の歴史や文化の変遷を紹介する展示を行い、これまでの博物館の常設展と同様、引き続き無料で観覧いただけます。

5点目の「博物館ではどのように社会教育、学校教育と連携されてきたのか、また、伊丹ミュージアムでは、その連携をどう発展するのか」についてですが、博物館では、市内の社会教育施設の連携を目的とした「伊丹愛ネットワーク会議」に参画し、施設間で同時期に統一したテーマで行う企画展や施設をめぐるクイズラリーなどを実施し連携を図ってまいりました。また、ことば蔵と伊丹酒造組合と博物館による講座「やさしい古文書教室」や企画展開催にあわせた出張展示、他の社会教育施設主催講座への講師派遣などにも取り組んでまいりました。

また、開館以来長年にわたり学習参考展「むかしの暮らし」を開催し、市内外から多くの小学校に来館いただいております。コロナ禍のため来館が困難となった昨年度は、学芸員による出張授業や、む

かしの道具の使い方を解説したDVDや学習用ワークシートを作成し提供するなど、学校との連携も深めてまいりました。

博物館講座受講者有志により結成された博物館友の会による、学校団体への展示解説や「むかしのあそび」体験のイベントなどは、子どもたちに学習機会を提供するとともに、友の会会員の活動の場としての役割も果たしてまいりました。

機能移転後も、社会教育施設との連携、出前授業などの学校教育との連携、「友の会」などの市民団体との連携を継続することはもちろん、より多面的な機能を備えた施設の強みを活かし、連携事業の充実や連携先の拡充を図ってまいりたいと考えております。

6点目の「博物館法では館長を置き、専門職員として学芸員を置くことになっているが、その配置はどうするのか」についてですが、市立伊丹ミュージアムの館長につきましては、その管理運営を行う指定管理者において配置する予定であります。また、学芸員の配置につきましては、市立伊丹ミュージアムが、歴史、民俗、文化、芸術、俳諧といった幅広いジャンルの総合的な発信拠点としてその相乗効果を生み出すためにも、各分野において専門性を有する職員が互いに刺激し合いながら事業を進めていくような体制を指定管理者において構築できるよう、それに見合った学芸員の配置を協議しているところであり、博物館におけるこれまでの調査研究の蓄積を活用し、今後も継続していくため、学芸員資格を有する市職員の派遣も検討しております。

最後に7点目の「博物館の設置及び運営上望ましい基準における基本的運営方針及び事業計画の策定・公表、これらの策定にあたっての利用者等の要望や社会の要請に関する規定に対し、伊丹ミュージアムではどう対応するのか」についてですが、事業計画につきましては、これまで博物館では、学校教育関係者や社会教育関係者、家庭教育の向上に資するもの、学識経験者、市民等を委員とする博物館協議会において計画を提示し意見を伺うとともに、公表の場としておりました。市立伊丹ミュージアムでは、指定管理者に対して施設の運営方針を提示し、その方針をもとに指定管理者が作成した事業計画を市で承認することになりますが、その公表や意見聴取の方法につきましては、市民や教育的な観点からもご意見をいただけるような方策について、現在検討を重ねているところでございます。

上原秀樹議員

答弁をいただきましたが、2回目の質疑を行います。

最初に、基金の積み立てについてです。積み立ての理由に関しては、伊丹市行財政プランに基づくものとしての説明をされました。しかし、新型コロナウイルス感染の拡大が続き、市民生活にも、事業者の営業と暮らしにも大きな影響が及んでいるなかで、市民の暮らしを支える対策は今回の補正予

算以外に必要なないと判断したことに疑問を持たざるを得ません。以前から本会議等で要求してきました、ワクチン接種だけに頼るのではなく、伊丹市独自のPCR検査の拡大や事業者への家賃補助等の暮らしを支える対策を市民が望んでいることは、日ごろの市民との対話で感じているところです。これ以上の補正は必要なしと判断した情勢認識と理由をお聞きします。

次に、議案第70号 市立伊丹ミュージアム条例の制定について、答弁いただいた「望ましい基準」への対応について再度お聞きします。

答弁では、伊丹ミュージアムとしての事業計画を作成するにあたって、現在の博物館協議会に対応する機関をどうするかについては、現在検討中とのことでした。

一方、現在の博物館では、博物館法第20条第1項及び伊丹市立博物館条例第7条に基づき、博物館協議会が設置され、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることができる機関として位置づけられています。その構成は、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、市民の7人となっています。

「望ましい基準」では、事業計画を作成するにあたって、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分配慮することとなっており、中でも、社会教育施設として、社会教育関係者等から専門的な意見が聴取できる機関が必要と考えるところです。この点でのお考えをお聞きします。

総合政策部長辻本彰子

私からは、基金積立金に関する再度のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和2年度当初より、数度にわたり補正予算を編成するなど、感染拡大防止対策や生活や雇用の維持等、必要な対策を講じてまいりました。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況に加え、市民の生活や地域経済の状況を踏まえ、本市に必要な対策を迅速に実施してまいります。

都市活力部長西本秀吉

議案第70号「市立伊丹ミュージアム条例の制定について」に関する再度の質疑にお答えします。

本条例案におきましては、現行の博物館協議会のような機関は設置いたしません。市立伊丹ミュージアムが社会教育施設である博物館の機能を継承することを踏まえ、その事業計画につきましては、教育委員会協議会を活用するなどにより、学校教育及び社会教育の観点からの意見を聴取することを検討しております。今後も社会教育施設としての役割を果たしてまいりたいと考えております。